

京都市告示第 157 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 6 月 16 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名           | 区 間                     | 旧<br>新<br>別 | 延 長           | 敷地の幅員                |
|---------------|-------------------------|-------------|---------------|----------------------|
| 山科竹鼻緯 3<br>号線 | 山科区竹鼻四丁野町 59 番地の 3 地先から | 旧           | メートル<br>57.80 | メートル<br>7.47 ~ 12.00 |
|               | 同町 35 番地の 3 地先まで        | 新           | 57.80         | 8.61 ~ 12.50         |
|               | 山科区竹鼻堂ノ前町 42 番地地先から     | 旧           | 49.80         | 7.65 ~ 10.00         |
|               | 同町 41 番地の 1 地先まで        | 新           | 49.80         | 12.54 ~ 13.59        |

(建設局土木管理部道路明示課)